

国際芸術祭「あいち 2025」公式カタログ作成及び流通業務受託者募集要領

1 趣旨

令和7年9月13日から同年11月30日まで愛知芸術文化センター等において開催する国際芸術祭「あいち 2025」公式カタログの作成を委託する事業者を募集する。

2 業務内容

印刷、製本及び流通

(別紙仕様書のとおり)

3 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日(金)まで(契約時に相談の上決定する)

4 委託金額

概算業務価格は金6,930,000円(消費税及び地方消費税を含む)以下とする。

5 選定方法

本募集は、応募者の考え方や具体的な業務遂行に関する実力等を「提案」を通して評価し、受託者を選定するものである。したがって、実際の業務実施にあたっては、必ずしも当該受託者の提案どおりに実施するものではない。

選考については、期限までに提出された提案書について書面審査を行うものとする。提出された見積書を考慮し、国際的な美術展や現代美術展等の美術作品カタログ作成の実績及び事業の遂行能力を勘案のうえ、総合的に判断し選定する。

6 応募資格

応募者は、次の(1)から(7)までのすべての要件を満たしている法人等であること。(個人での応募はできない。)

- (1) 国際的な美術展や現代美術展等の美術作品カタログの作成と流通に関する業務実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む)に該当しない者であること。
- (3) 本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税のうち、所得税、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (7) 愛知県税のうち、県民税、事業税及び自動車税に未納がないこと。

7 応募に関する質問

(1) 質問受付方法

令和7年7月28日（月）までに、メールで質問すること（様式自由）。

件名は「国際芸術祭「あいち2025」公式カタログ作成及び流通業務に係る質問」とすること。

(2) 回答確認

質問に対する回答については、令和7年7月29日（火）までに、国際芸術祭「あいち2025」公式Webページ（<https://aichitriennale.jp/>）の本募集を掲示しているダウンロードページに、添付資料として掲載する。

8 参加申出書等の提出

本募集に応募しようとするものは、参加申出書等を以下のとおり提出しなければならない。

(1) 提出書類

参加申出書（様式1）及び団体概要書（様式2）

(2) 提出期限

令和7年7月30日（水）

(3) 提出方法

メール又は郵送で提出すること。

(4) 提出先

〒461-8525 名古屋市東区東桜 1-13-2 愛知芸術文化センター6階

国際芸術祭「あいち」組織委員会事務局

（愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室内）

Email triennale@pref.aichi.lg.jp

9 応募手続き

応募者は、以下により提案書を作成し、郵送により提出すること。

(1) 記載内容

別紙「提案書作成要領」に基づき、作成すること。

(2) 提出期限

令和7年8月6日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送で提出すること。

(4) 提出先

〒461-8525 名古屋市東区東桜 1-13-2 愛知芸術文化センター6階

国際芸術祭「あいち」組織委員会事務局

（愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室内）

10 審査及び委託先の決定

(1) 審査会で受託候補者を1者選定し、その者と協議の上、委託契約を締結する。

なお、受託候補者との契約等に係る協議が不調に終わった場合には、次順位の応募者と協議し契約を締結することとし、更に不調の場合は、次々順位の応募者と協議するなど、以降同様の取扱いとする。

(2) 選定は、次の審査基準を基に、総合的に評価し、受託候補者を選定する。

① 業務実施体制

② 類似業務の実績

- ③ 予算・流通計画の具体性、妥当性
- ④ カタログ作成スケジュール
- ⑤ アピールポイント

11 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後に書面で通知する。なお、審査経過・結果に関する問い合わせには一切返答しないものとする。

12 スケジュール

参加申出書等提出期限	令和7年7月30日（水）
提案書提出期限	令和7年8月6日（水）
事業者選定、審査結果通知	令和7年8月中旬
契約締結・業務開始	令和7年8月下旬

13 その他

- (1) 応募に要する経費については、各応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった書類については、返却しない。
- (3) 提出された書類について情報公開請求があった場合、その取扱いについては応募者の意見を踏まえて、県あるいは組織委員会事務局が判断する。
- (4) 委託契約締結の際の契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。（あるいは、愛知県財務規則第129条の3の各号のいずれか又は国際芸術祭「あいち」組織委員会経理規程運用通知「契約保証金の免除について」1の各号いずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。）

14 問い合わせ先

国際芸術祭「あいち」組織委員会事務局 担当：山川、落合
住所 〒461-8525 名古屋市東区東桜1-13-2 愛知芸術文化センター6階
（愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室内）
電話 052-971-0622 FAX：052-971-6115
Email triennale@pref.aichi.lg.jp